

平成29年11月6日

◎土森委員長 ただいまから決算特別委員会を開会いたします。 (9時58分開会)

御報告いたします。

前田委員から所用のため午前中の委員会を欠席したい旨の届け出がっております。

本日の委員会は、11月2日に引き続きまして、平成28年度一般会計及び特別会計の決算審査についてであります。

お諮りをいたします。

日程につきましては、お手元にお配りしてあります日程案によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎土森委員長 御異議ないものと認めます。

《警察本部》

◎土森委員長 それでは、警察本部について行います。初めに、本部長の総括説明を求めます。なお、本部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

(総括説明)

〈会計課〉

◎土森委員長 続いて、会計課長の説明を求めます。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎坂本(茂)委員 監査委員の指摘する意見に対しての措置計画の、公務中の交通事故の関係です。ここには、知事部局のことだけを取り上げて書いていたので、監査委員事務局長に伺うと、警察では105件で、そのうち職員側に過失のあるのが79件でした。ここに書いてある措置計画は、毎年そういうことをなくそうと努力はされていると思うんですけども、ここ数年の傾向はどうなっているんですか。

◎西村首席監察官 職員の公用車の交通事故につきまして、過去5年間を見ましたところ、発生件数につきましては、平均年間95件ぐらいです。このうち過失が警察側にない、あるいは専ら相手方に過失がある事故が2、3割あります。ですから、年間平均して70件ぐらいは警察側に非のある交通事故が発生しておるといことです。このうちの3割ぐらいが後退中の事故、バックをしておるときの事故です。後退中以外の自損事故も3割ぐらい発生していますので、極めて軽微な安全不確認による事故が、全体の6割を占めておる状況にあります。

◎坂本(茂)委員 そういう意味では、ここ数年ずっと傾向としては横ばいでこれ以上は減らせないというか、さっき言われた軽微な事故、安全不確認をどれだけ確認するかとい

うことに尽きるんだろうとは思いますが、この辺の横ばいが、もっと減らせる、減らす決意でやっていくということによろしいのでしょうか。

◎西村首席監察官 先ほどの事故防止対策につきましては、会計課長から説明がありましたけれども、具体的に申しますと、一つが事故が発生した都度、公用車事故速報を全所属に対して、こういった事故が発生した、どこが悪かったのかといった注意喚起を行っております。これに基づいて各所属は朝礼等で指導しております。

また、警察車両のうち130台ぐらいにドライブレコーダーをつけております。ドライブレコーダーの装着車で事故があった場合は、これを活用しまして、巡回教養等でこういった点に気をつけなければならない、こういったところで事故が発生したといった教養もしております。

あと運転技能の向上ということで、運転が未熟な若い警察官がだんだんふえておられますし、こういった者を各所属あるいは警察学校に集めまして、教養を継続的に実施しておりますし、今後とも継続して実施していきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 わかりました。なるべく事故につながらないようお願いしたいと思えます。

あと、決算説明資料の258ページ、安全運転講習費の運転免許証更新時講習等委託料が見込みを下回ったということですが、予算を組むときに、その年度で免許更新に当たっている免許所有者の見込みを立ててやられていると思うんです。それが見込みを下回るというのは、例えば更新をしないということなのか、なぜ見込みを下回っているかを教えていただけませんか。

◎室津警務部参事官兼会計課長 高齢者が自主的に更新しないという数も、近年多くなっておりますし、取り消し等の処分を受けるなどして、更新できなかつた者等もございます。

◎坂本（茂）委員 予算を組むときは、今年度更新対象になる額で大体毎年組むけれども、毎年こういう不用額が生じてくるということですか。

◎室津警務部参事官兼会計課長 そのとおりでございます。

◎坂本（茂）委員 特に、高齢者等が免許更新しないというケースが1番多いんだろうと思うんですけれども、当初更新対象になっていて実際更新しなかつた人数がどう推移しているのか、その主な理由を後で構いませんので、過去5年ぐらいペーパーでいただけたらと思えます。

◎室津警務部参事官兼会計課長 わかりました。

◎坂本（孝）委員 監査委員の指摘に対する措置で、契約事務の関係があるわけですが、この会計事務に携わる職員をしっかりと意識の醸成を図ったり、指導を徹底していくということでございます。

この将来の警察職員の育成という立場から、これは警察本部だけでなく知事部局、監

査委員事務局にも私言わせてもらいました。必要な契約書類をつくらずに契約していたということを今回指摘されているわけですが、どうしても、どうしてその書類が必要なのか、どうしてつくらなければならないのか、その基本的な意識の醸成が大事だと思うわけです。この点について、将来しっかりした職員を育成するために研修や指導なり、どのようなことが現在行われているのかお聞きしたい。

◎室津警務部参事官兼会計課長 28年度にこのような契約書等で不備があつて、監査委員から指摘を受けたところですが、昨年来高知署の積算ミスに関係もありまして、県下の会計課長等を招集して指示、それからベテランの再任用職員を調査官として指定し、その者を中心に各署を巡回して、末端まで届くように指導教養を行っております。年3回を目標に、各所属、本部の各課の指導ができるように今巡回を徹底してやっております。さらには年に1回、県警として行う会計監査を各所属、各署にて実施しております。あわせて年に1回、主に若手を指定しまして、警察学校で約5日間会計実習を実施しております。それから、27年度、28年度は本部でセミナーを実施しております、自主的参加を促して、会計業務の全般について1日を通してセミナーを実施し、これに多くの中堅、若手が出席して、みずから学ぶ姿勢で取り組んでおるところです。また先ほど説明しました、各所属に対する県警として行う会計監査には、周辺の所属の会計職員を監査側の補助につけて、どういう観点で監査をしておるか、どういうところにミスが多いかについて、補助をさせる中で学ばせるように取り組んでおります。

◎坂本（孝）委員 非常に特殊詐欺がふえてきて、県警の中でも特殊詐欺の部門を設置して捜査に当たっているわけですが、やっぱり体制が弱いところがあるんじゃないかなと思います。特殊詐欺だけでなく地域の知能犯、結構いろんなことを耳にすることが多いんですが、今後の捜査の方向性として、この特殊詐欺の体制、知能犯捜査体制とかを含めてどのようにお考えでしょうか。

◎寛組織犯罪対策参事官 まず一般知能犯も含めて特殊詐欺の対策としまして、ことしの4月に捜査2課に特殊詐欺対策捜査室という特化した室を立ち上げて、5名ほどで、特殊詐欺専従で体制を組んでやっております。各署に応援とか、それからだまされたふり作戦では、ことし3件ほど検挙しております。それと各種広報、特殊詐欺にひっかからないということでのいろんな対策を講じて、まず水際対策、それから高齢者対策、コンビニ対策などに力を入れてやっております。

しかしながら、ことしは電子マネー、有料サイトの関係がちょっとふえておりまして、コンビニに対する電子マネーの購入に当たっての声かけ等をして、何とか対策を講じておるといふことでもあります。

一般知能の関係は、多いのがお金を貸して、それに対する支払いが滞っておるとか、告訴事案とかいろいろありますが、これは過去から現在ほとんど変わりにくく大体横ばいとい

う感じですので、特殊詐欺、告訴事案等を含めて両輪でやっておるのが現状であります。

◎坂本（孝）委員 一般知能犯も結構いろんな話を聞くわけですけど、組織的でない場合も結構行われておりまして、そこの辺の捜査も今後強化していただきたいと、要請したいと思います。

◎田中刑事部長 委員御指摘の、いわゆる政治的、構造的不正の追求という点につきましては、御案内のとおり我々県警としましては、平成23年以降贈収賄の検挙がない現状ではございます。ただ、体制も整えてそういう不正は見逃さないということで、まずは捜査員の育成にも力を入れていっておりますので、今後はしっかり取り締まっていこうと考えておるところでございます。

◎土森委員長 特殊詐欺に高齢者がだまされる原因はきっちりわかっていますか、わかっていますか。

◎筧組織犯罪対策参事官 1番は、独居の高齢者が非常に多いということでありまして、家族と一緒に住んでおられる方は、家族、息子さん、娘さんなんかの注意、助言、あるいはいろんな集まりに出てきていただいて、広報等の注意喚起の場にも出てこられるんです。独居の場合は、どうしてもそういう機会が少ないということもあって、知識がちょっと少ない。電話でかかってくると、すぐにそのまま信じてしまうという特徴がありますので、独居高齢者対策としまして、地域安全アドバイザーなど生安課員もおりますが、そこを中心に回しまして、注意喚起をしておる状況でございます。

◎土森委員長 金融機関の窓口で気がついて、警察に状況報告をして未然に防げたということは、よくテレビ、報道関係でやっています。そういうケースは相当多いんでしょうか。

◎筧組織犯罪対策参事官 水際対策として、金融機関に対する声かけをして、高齢者がお金を引き出しに来た場合は、声かけしてくださいねとお願いをしております。ちなみに、ことしは金融機関で18件を阻止しております。コンビニでは14件です。高齢者の場合、声かけてしていただいて、どうしても言うことを聞かない、応じない場合には警察に連絡してくださいということで、警察が急行しまして、そして説得等々をしまして阻止をしておるということでありまして、金融機関の方には御協力をいただいております。

◎土森委員長 やっぱり連携をとって情報共有できるように、しっかりした組織体制をつくり上げていくということが重要だと思いますので、ぜひやってください。

◎坂本（孝）委員 北朝鮮が非常に厳しい状況になっているわけですけど、もし何かあると日本へ難民が押し寄せてくるわけです。そのときに使われるのは漁船が1番多いと思うわけです。それで県でも、漁船の廃棄状況、廃船になったり壊れて使えなくなった漁船の最終的な処理が何隻あったか、調査はやっているわけですけども、調査する中で、所有者が変わっている漁船も結構多いということなんですね。そこで、まだ使える漁船で北朝

鮮へ流れていく船が中には結構あるんじゃないかなと思うわけですが、いろんな文書とか会計書類を見ても、漁船の後追い調査が全く出てきてないわけで、こういう調査は県警ではどういう対応をされているんでしょうか。

◎三谷警備部長 御承知のように北朝鮮の関係につきましては、日本から直接輸出が今現在できない状況にありますので、廃船がもしあっても、輸出というのはちょっとリスクが多くて考えられないのかなと思っておるところでございます。なお今のところ県警としまして、そういった廃船を売っているという情報につきましては入手しておりません。

◎坂本（孝）委員 現在の状況については私もわかりませんが、今までに見聞きした中で高知の船がどうこうじゃなくて、例えば、日本海側の漁船が結構朝鮮へ売られていったと。業者が動いて、中間業者がいて、漁船が北朝鮮へ渡って行ったと。韓国もそうですけど、そういう中で動く人物がいるわけですね。そういう人物を、なかなか難しいと思いますけれども、高知の使える漁船で所有者が変わっている状況もあるわけですので、北朝鮮対策の一環として今後注意していく必要があるかと思っておりますので、また今後の視点としてよろしくお願ひします。

◎三石委員 防犯カメラのことに伺いたいと思うんですけど、犯罪が起こって、防犯カメラを見て犯人を特定していく、本当に重要になってきています。車もそう。そこで県の街頭防犯カメラ等設置支援事業費で、交付先等が詳しく書かれていますけれども、現状と今後の見通し。もっとふやさざるを得ない状況になってきているんじゃないかなと思うんですけど、そこらあたりも含めて、果たす役割について伺いたい。

◎依岡生活安全部長 防犯カメラの関係ですけど、一つは、警察で設置します防犯カメラということで設置をさせていただきました。それとあわせて、自治会とかがつけるときの補助金を予算化して、防犯カメラを設置しております。

現在子供見守りカメラと街頭防犯カメラ、この2種類で対応しておりますけれども、補助金カメラにつきましては、昨年末現在で183台。ことしも30台の予算化をさせていただいて、現在その作業を進めています。現在設置してない自治体につきましては、8町村ほど残っております。ほかの市町村には最低1台はついております。

今後の見通しなんですけれども、基本的に県の犯罪防止対策の一つの考え方としまして、ことしから33年度までの5カ年計画の中で、警察としましては今後5年間継続して補助金カメラの設置で、各自治体の環境づくりを支援していきたいとやっております。今後、来年以降も台数は計算しながらの形になりますけれども、補助金で手だてをいただきながら、県下の防犯カメラをふやしていきたいと考えております。

ただ、防犯カメラにはいろいろ考え方がございますけれども、この直接的な効果としましては、防犯カメラを設置することによって犯罪を直接抑止すると。もう一つは、住民の安心感を醸成すると。それから間接的などころとしましては、防犯カメラをつけることに

より住民の防犯意識の向上を図ること、防犯ボランティアの方々も高齢化しておりますので、マンパワーの不足を防犯カメラで補っていかうという形で、非常に効果が高いように考えています。警察そのものが設置をしていくよりも、地域がつけていただくものを支援して、地域で積極的につけていく方向性をつくっていきたいと考えているところでございます。

◎三石委員 それと、最近特にあおり運転。高速道路でああいう事件、事故じゃなくて、もう事件よね。ああいうことが起こるし。一般道でもそういうことがあるわけよね。これはテレビ、新聞等で報道されたからクローズアップされるわけではなくて、以前からそういうことはあるわけですよ。私なんかも幡多のほうへ帰る途中、一般の道でも後ろから、いながら来るのもおるしね。市内でもそうですわ。非常にそういうのが多いような気がするわけね。自分自身が運転してて、そこらあたり、どういようにしていったらええもんかなと思うんですけど、自動車学校なんかもそうだし、免許センターで講習を受ける機会がありますよね。どういう指導されているんでしょうか。

◎岡崎交通部長 三石委員御指摘のあおり運転について、車間距離の不保持ということで、警察としては対応しておるところです。例えば一般道路と高速道路によっても違ってきますけれども、例えば50キロで走っているぐらいの道路であれば車間距離が15メートルぐらいは、という感覚を一般的に持っています。速度が速くなれば同じようにはいきませんけれども。

高知県での車間距離の不保持の検挙は、ことしは9月末では今のところ1件もありません。それから全国では、3,600件ぐらい車間距離の不保持で検挙、という数字が出ております。また本県では、車間距離の不保持の事故も9月末現在では発生はないところです。ちなみに去年2件発生、それから27年に5件発生という状況で、推移しておるところです。

そういう中で、全国的に高速道路での、あのようなあおり運転の関係の事故が発生している状況ですので、委員の御指摘にありましたとおり、今後いろんな機会を通じて、一般の方々に車間距離を十分に取って、それからあおり運転も場合によっては犯罪になるんですよという指導をやっていきたい。例えば免許の更新時講習のときに、そういうものも加えてやっていくことも可能だと思いますので、そうした御意見を尊重しながら、今後の業務を進めてまいりたいと思います。

◎三石委員 機会あるごとにそうした啓発というか指導をしていただきたいということと、本県では1件も車間距離の不保持で摘発がないと言われましたけど、やっぱりドライブレコーダーなんかでやらないと摘発できんのかな。非常に難しいと思うんですがどういう形で立証するんでしょうか。

◎岡崎交通部長 告知基準というものが、それぞれの速度によって違ってきますので、具体的なものはないんですけれども、一般的なざくっとした感覚で言いますと、50キロでそ

の3倍ぐらいの距離はとって走っていなければ、不保持だということでの指導はしております。即検挙というところまでは現在やっておりません。

◎三石委員 それが一般の私らが運転していて、後ろで突いてくることが実際にあるわけよ。とめて気合を入れちゃろうかと思うときもありますけど、それをやってしまうと大人げないから黙っていますけどね。そんなときはどうしようもない。注意できるのは、白バイかパトカーだけぐらいなもんかね。それか個人で後ろも見えるようなドライブレコーダーをつけて、それを警察に持って行って、実際こんな車がここまで来ちゃったということでやれば、何とかなるわけですか。

◎岡崎交通部長 他県の例を見ても、一般道路で直接抗議することによって犯罪に巻き込まれたりという事例がありますので、なかなか一般の方が直接言うのはちゅうちょする場面があるかと思えます。ですから、やはり日々の道路交通の中で、パトカー、白バイ、警察官がそういう場面に遭遇すれば指導していきますし、例えばドライブレコーダーで、こんなことがあったというお話があれば、それについての対応は警察としてやっていく必要があるかと思えます。なかなかこれは難しいです。

◎三石委員 本当に難しいですね。これもテレビでもやってみましたし、長距離運転をされているトラックの方とか、そういうことはたびたびあるちゅうゆんですね。私が幡多へ帰る途中でさえあるんですから。事あるごとに啓発というか、マナーの指導もしていただきたいと思えます。

それで道路標識の保守点検のところで、随意契約で株式会社道路交安という会社がありますね。これはどういう会社でしたか。

◎岡崎交通部長 高知県道路標識等々の指名競争に入ってくる業者が、たしか11社あったと思いますけれども、その一つです。例えばガードレールであったり、道路標識であったり、そういう安全施設を含めたところを業務にしておる会社です。

◎三石委員 この会社以外にも、あと10社ぐらいあるわけですか、こういう会社は。

◎岡崎交通部長 あります。

◎野町委員 冒頭本部長から御説明をしていただいた、ナンバー4の資料の268ページの、悪質・危険運転者対策の強化のところで、交通事故・事件対策で、安芸署管内における道路運送用車両法違反ということで、白タク経営を1件検挙されたとなっております。

今、全国的にも問題になっておりますけれども、県内もたくさん外国人観光客がふえて。きのうおとといと小旅行をしておりますして、そこでもそれらしきものを見かけました。中国系の白タクといいますか、一般の車両に外国人観光客を乗せて、それで言葉が通じるもんですから、そういう方々を案内するということが全国的に問題になっているということのようです。ここについては、同じ白タクみたいなものだろうと思えますけれども、県内でも事例が発生をされておるのかどうか、聞かせてください。

◎岡崎交通部長 外国人等に関する白タク業については、現在のところありません。新聞報道等で、他県で先ほど委員御指摘のような、中国人が中国人観光客をそういう形で案内しておるといことは理解しておりますけれども、今のところ本県では、そういう外国人向けのものはなくて、例えば先ほどお話がありました安芸署管内の白タクについては、一般の者が飲み会帰りの酔客等を運んでおったという事例でございます。

◎野町委員 これからまた大型客船とか、いろんな団体での旅行者というよりは、どちらかという個人観光客の方々がふえてくると思いますので、その点、一定予算においても旅行会社とかも含めて、不利益が生じない体制が必要なんではないかなと思うんです。そこら辺、28年度では恐らくそういったことをやってないんだろうと思いますけれども、29年度、あるいは30年度の予算についても、そうした啓発といいますか、営業防止について何か対策をされる予定はあるのでしょうか。

◎岡崎交通部長 警察の仕事の中の一つとして、そういう白タク業の情報があれば、内定して、捜査して、検挙していくということです。特にそれを、何か予算をとってするところまでは今のところ考えてないです。

◎野町委員 いずれにせよ、せつかく外国人の方に本県にもたくさんおいでいただいておりますので、観光の行政部署ともしっかりと連携もしていただいて、全国的にはやっているということは、恐らく高知にも可能性としてはあるんだろうと思います。その点、特に未然に防ぐための啓発活動が必要になってくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎坂本（茂）委員 決算説明書の260ページ、警察装備費の中でエアボートを購入した額は幾らだったのか、どの項目に入っているのかを教えてくださいたいのと、実際そのエアボートを訓練などで使われていると思うんですけれども、瓦れき状態の中でどういう効果を発揮するのか、瓦れき状態をつくった上で訓練をしているとか、どういう使われ方をされているのかをお聞きしたい。

◎三谷警備部長 エアボート、プロペラボートと申しますけれども、金額につきましては、1,239万8,400円となっております。それから訓練の状況ですけれども、ことしの3月に納入されて以降、順次機動隊を中心に訓練をやっております。その中で、瓦れきはまだやっておりませんが、土佐署管内のほうで砂地へ乗り上げるのをやっております。これからまた瓦れきも含めて、いろんな場所を想定してやっていきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 どの一般装備費なのか。

◎室津警務部参事官兼会計課長 エアボート費につきましては、261ページの上から5行目になりますけれども、生活安全対策費の中の生活安全活動費、この中に含まれております。

◎坂本（茂）委員 それは南海トラフ地震対策ということでそっちへ入れているんでしょうか。

◎室津警務部参事官兼会計課長 そのとおりです。

◎坂本（茂）委員 今後も購入計画はあるんでしょうか。

◎三谷警備部長 今まさに訓練をやっている最中のごさいますて、その効果も見ながら将来検討していきたいと考えています。

◎西森副委員長 県警のヘリコプターのことについてお伺いしたいと思います。出勤しないにこしたことはないと思うんですけども、出勤件数の状況をお伺いできればと思います。

◎依岡生活安全部長 県警のヘリにつきましては、28年中でございますけれども、飛行回数は253回です。内訳としましては、警ら活動、これは訓練も含まれますけれども119回。いわゆる特別活動的な形のものが34回。そして、支援活動といいますのが100回、という形です。警らとか、行方不明の捜索、それから訓練が主になってまいります。

◎西森副委員長 ヘリコプターの場合、検査時期があると思うんです。結構長くて、1カ月とか、1カ月半とか、2カ月とか。その時の対応はどうなっているのか。

◎依岡生活安全部長 県警単独でのヘリは1機だけなんですけれど、県の中としまして、いわゆる「りょうま」とか「おとめ」という形でございますので、県内における防災的な、救援的な取り組みとしましては、それぞれが協力し合って、3隊で一つの隊を組んだ形のイメージをしていただいたらよろしいかと思ひます。という形で緊密に連携をとらしておりますので、整備や点検は重ならないように、都度それをずらしながら、常に最低2機は飛んでおります。県警ヘリが、もしおらないときでも「りょうま」、「おとめ」はおるといふ形になります。先般「おとめ」だけやったというときもあつたんですけど、四国4県の管区がありますので、そこで連携をとって、必要なときには、香川、徳島から常時飛んで来れる体制で補完している状況です。

◎西森副委員長 耐用年数はどれくらいになっているのか。あとどれくらい残っているのか。その後、機種的には同じ機種を使っていくことになるんでしょうか。

◎依岡生活安全部長 手元に耐用年数の詳細はありませんが、また後ほど御報告差し上げます。基本的には2機目のヘリになりまして、現在県警に置いておるヘリは、最新型ではないですけど、衛星カメラ、そしてホバリング、それから下からの救助活動もできる形での体制をとっております。ヘリそのものの運用は、しばらくの間この機でいけるものと認識をしております。

◎西森副委員長 あと人材ですね。いろいろ研修とかもされているみたいなんですけれども、操縦士の確保、また整備士の確保なんかは大丈夫なのかどうか。

◎依岡生活安全部長 現在県警におけます航空隊の体制としましては、操縦士3名、整備士2名という形で対応しております。基本的に持ち番ですので、常に誰かが常時飛べる状態です。原則的には国の指導等もありますので、できれば操縦士2名は必ず乗せた上で、

対応をとっておるといふ状況で現在やっています。

ただ近年に1名の退職予定がございますので、現在それにあわせて次の補完をとる形で、今作業を進めさせていただいております。警察庁等とも調整しながらやらさせていただいております。訓練が要りますので、現在まだ公にはなっていないんですけど、自衛隊にその者を、将来的にそこで訓練、いわゆる教養ができる形で内諾はいただいて、今後、人選をし、人材的にも間隙がない形で現在進めております。

◎吉良委員 少年非行の関係で、随分と改善されているんで驚いているんですけども。この内訳、小中高、その中で何か特徴的なことがあるんでしょうか。

◎依岡生活安全部長 少年非行につきましては、非常に多かった時代があつて、現在もろもろの取り組みで非常に減少傾向にある。きょう現在なんですけど、昨年からも3割方全体で減少しております。

特に本部長等からの説明にもありましたけれども、昨年、再非行率が高かったんです。全国ワースト3位まで上がったんですが、ことしは少年非行の抑制の中で、再非行防止も徹底して押さえていこうということで、再非行防止のサポート面接ということで、個人をターゲットに取り組みを強力に進めております。現在の段階で再非行率も20%台まで落とし込んでまいりました。去年40%台を超えていたと思いますので、かなり再非行率も下がってきたという状況です。

減少している大きなところは中学生でございます。特に中学生の非行率、これは刑法犯少年、補導少年、両方で大きく減少しています。刑法犯少年で中学生の窃盗事案が大きく減ったことが大きな特徴的なところですよ。

これについては警察そのものの報道活動とか、県全体、教育機関も含めて取り組んだ成果が今、出ているのではないかと私は考えておるところでございます。

◎吉良委員 警察が教育機関とかかわるといふことは、私なんか一般的、常識的に考えたら、検挙して教育的な配慮がないままやるんじゃないかと非常に心配したんですけども、先ほどのお話を聞くとそうではなくて、教育機関の姿勢も変わってきて、啓発も進んでいると捉えていいわけでしょうか。

◎依岡生活安全部長 一つはそういうことです。一つは少年非行をターゲットとした高知県としての取り組みとプラス、学校現場を改善する取り組みを今やられておると思うんですけども、その力もかなりバックアップで影響が大きいだろうなという意味合いでございます。

もう1点は御指摘のとおり、学校側と警察側との関連は非常に緊密にやらさせていただいております。ただ単に検挙するだけという形はとっておりません。そこを含めて少年サポートセンターがございます。そこへは学校教育の先生方も派遣させていただいて、一緒に取り組んでおりますので、そういうことも関連して総合的な結果として、い

い方向に向かっておるのではないかと考えております。

◎吉良委員 わかりました。あとSNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを使って子供が非行するんじゃないかと事件に巻き込まれたり、被害を受ける部分が随分と出ているんじゃないかと思うんですけども、その実態はどうなんでしょうか。

◎依岡生活安全部長 委員御指摘の部分につきまして、少年問題としては、一つは少年が非行する、犯罪を起こすと。もう一つは、少年が犯罪に遭うという部分でございますけれども、その一つとして、SNSの場合には、いわゆる福祉犯も含めまして現在、非常に全国的、統計においても問題視して取り組んでおります。

SNS等を含めまして、青少年保護育成条例等、連れ回し、淫行の部分も踏まえまして、やはり毎年年間数件の検挙は現実に行っている状況でございます。この取り組みでございますけれども、当然少年課、それからこれはSNSがありますので、県警本部生活安全部の中でサイバー犯罪の関係ですけれども生活環境課、その両課がタイアップしながら、捜査部門、防犯部門とで進めています。また業者のほうも、フィルタリングはつける指導ということで、今義務化になっていますので、携帯とかの販売業者のほうへ各警察署担当、それから地域警察官、都度回らしていただいて、決められていますのでしっかり徹底してくださいねというお願い等、啓発活動も繰り返してやっておる状況でございます。

◎吉良委員 ということは現時点では、そういう被害に遭ったケースは、県内では今のところはないと押さえているわけですか。

◎依岡生活安全部長 年間複数件は発生しております。

◎吉良委員 保護者を含めて、学校現場でもそういうことにかかわって、県警の皆さんと学習もなさっているというわけですので、ぜひそちらのほうも力を入れて対応していただきたいと思います。

◎岡崎交通部長 先ほどの三石委員の道路保守点検の関係です。私が説明したように、11業者と言いましたのは、道路標識等の設置保守をする業者がそれぐらいあるということで、昨年度の委託につきましては、県下の道路標識を日々点検してその点検結果を警察本部に報告してもらう業務を、この株式会社道路交安という会社がとっておったところです。それぞれ11の業者が、日々そういうことやっているかということではなくて、警察が発注している工事を受けるところが、それぐらいあるという御報告をしました。

◎吉良委員 ゾーン30含めて、吉田町3丁目ありがとうございました。高知署の皆さん含めて、随分と当日も出てくださって。それからこの28年度中も、随分と現場にも町内会にも出てきて対応してくださいました。

それでその標識のことなんですけれども、せっかく標識つけていただいたんですけれども、ゾーン30って、この緑のですが、交差点と非常に近いんです。直進する車両は見えるんですけれども、例えば左折して交差点へ入っていくときには、前方見たときにはもう過

ぎて、そのゾーン30の緑のが見えないんです。だからもう少しその標識を前方につけていただかないと、せっかくの標識の効果が出てないと感じております。ぜひそのことも含めて、業者の方に設置場所を。

◎岡崎交通部長 委員御指摘の吉田町のゾーン30については、一ツ橋小学校の東側の南北道路の左折禁止の指定方向外の標識、これとあわせてその生活道路、通学道路対策でありますところのゾーン30、これ抱き合わせて行っておるもので、委員の言われた緑のものについては、路面の表示を、それぞれゾーンの中へ入っていく入り口につけるというのは一般ルールです。それから入って行って、今度中は標識を30という標識をつけまして、区域内という補助板をつけて、この区域はゾーン30の区域ですよということを、ドライバーには一応示すというルールにはなっております。若干近過ぎて見えにくいというような御指摘もありますので、今後そういうゾーン指定する際にも、そういう御意見も反映させていきたいと思ひますし、それから入り口につけるのに一つ意味があるということも、御理解いただきたいと思ひます。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

《総務部》

◎土森委員長 次に、総務部について行います。初めに、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思ひますので、御了承願ひます。

(総括説明)

〈秘書課〉

◎土森委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

最初に、秘書課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

(なし)

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、秘書課を終わります。

〈政策企画課〉

◎土森委員長 次に、政策企画課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎坂本(孝)委員 市町村派遣職員の負担金ですが、これは香南市の職員1名に行っていると思うんです。これはいつからいつまでの予定ですか。

◎松岡政策企画課長 27年4月からです。何年間というのは私承知してないので、後ほど確認を。

◎土森委員長 現在も行っているの。

◎松岡政策企画課長 人が2年間で変わって、この4月からまた新たな方が来られています。お1人の方が27年度、28年度来られまして、ことしその香南市の方が来られているんですが、人が変わったということでもあります。

◎吉良委員 清瀧寺のことで、一般競争入札で九州文化財研究所が落札されているんですけども、これ何社ぐらい応募があって落札率はどれぐらいか。それからその応募者の中に県内の事業者はいるのかいないのか、教えてください。

◎松岡政策企画課長 入札に参加した企業が2社でございます。史跡のいろんな経緯だとか、歴史的な価値なんかを報告書にまとめるということで、非常に専門性が高く、全国でも私が聞いているのは数社しかないということもございます。今回は2社参加しています。一つが九州の文化財研究所。もう一つが株式会社イビソク高知営業所というところが参加しております。1回目の入札では不落となりまして、2回目で落ちました。

◎吉良委員 落札率はどれぐらいだったんですか。

◎松岡政策企画課長 落札率が98.3%となっております。

◎吉良委員 不落で2回目ということなんで、こうなったんだろうと思いますけれど。基本的には私、大政奉還を含めて明治維新もということ、歴史的な遺跡だとか遺物、そして史跡も含めて、きちんと整理していくということが、問われていると思うんです。県内のこういう事業者を育てていくことも非常に大事じゃないかと思うんですけれども、なかなかそれは難しいことなんですか。

◎松岡政策企画課長 私も業界のことが余り詳しいわけではないですが、かなり歴史的な専門性があるということと、発注自体が全国的にそれほどないのではないかとということもあって、高知県において例えば会社として、それで利益を生むというのはなかなか難しいのではないのかなと思います。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、政策企画課を終わります。

昼食のため休憩し、再開時刻は午後1時とします。

(昼食のため休憩 11時52分～12時58分)

◎土森委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

御報告いたします。11月2日の委員会におきまして、西森副委員長から国保指導課に対する御質問がありました。それに対する資料の提出がありましたので、各委員の皆様へ配

布しております。

〈広報広聴課〉

◎土森委員長 次に、広報広聴課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎土居委員 受付案内業務の委託ですけど、これは何年契約ですか。

◎信吉広報広聴課長 3年契約になります。公募型のプロポーザル方式でやっております。

◎土居委員 3年契約の何年目。

◎信吉広報広聴課長 28年度が1年目になり、今が2年目になります。

◎土居委員 これはこれまでもあった業務だと思うんですけど、この事業者が継続してやられているんですか。

◎信吉広報広聴課長 3年ごとにプロポーザル方式で審査をしております。1期目の20年から22年にかけては、9社が参加しておりました。2期目については2社、3期目については2社、この28年度から31年度までの分の4期目につきましては、日東商事1社という参加になっております。

◎土居委員 その辺のいきさつというか、理由はどう分析されていますか。今期は1社でのプロポーザルということなんですけど、当初9社やれる企業がある中で、徐々にこうなってきたと。理由としては課長はどう分析をされていますか。

◎信吉広報広聴課長 説明会には数社来ていただいておりますけれども、やはり日東商事がやっている印象が少し強くなっているのかなと感じております。

◎土居委員 文書管理業務分以外と二つに分けていますけど、これ入札は1回でやっているんですか。

◎信吉広報広聴課長 一緒にやっております。

◎土居委員 ちなみにこれは県民室・玄関受付等ということですけど、その公文書の管理とはどんなところで。

◎信吉広報広聴課長 公文書の管理のほうは、文書情報課で予算取りをしております、県民室、それから玄関の受付業務、それからの電話交換の分と、文書管理の責任者は同じ方でやっていただいています。

◎土居委員 この入札としては1回にまとめてやったほうが業務としていいんですか。

◎信吉広報広聴課長 文書管理業務、受付業務、それから電話交換業務は1本で20年度からずっとやっております。

◎西森副委員長 広報紙の「さんSUN高知」の関係で、広報紙の編集等委託料で、730万円余りの支出になってまして。先ほどの説明を聞くとレイアウトとか、表紙をどうするかという説明だったと思います。そうするとその内容に関しては、広報広聴課でどうい

ものを載せるのかは決められているのかどうか。

◎信吉広報広聴課長 内容は全庁から募集しまして、タイムリーな話題を優先的に載せるようにしております。

◎西森副委員長 どういうものを載せるのかに関しては広報広聴課で決めて、じゃあこれを載せると、業者サイドでレイアウト等をやってもらってでき上がってくる。そういう考え方でしょうか。

◎信吉広報広聴課長 そのとおりです。

◎西森副委員長 私も先日、「さんSUN高知」を見てて、私だけかもしれないですけども、県の広報紙として物すごく違和感を覚えるところがあったんです。というのは、会社の社長とかが結構スペースを取って載ってしまして、何かこの会社の宣伝のようなイメージを、ぱっと見たときに受けたんですよ。県の広報紙ということを考えたときに、もっと伝えるべきものは幾つもあるんじゃないだろうかと感じたんですね。人に光を当てるとい内容の中で、会社の社長が出てきてて、過去のを見てたら何回か会社の社長が出てきている。一見、見ようによっては、会社の何か宣伝としてこの県の広報紙が使われている。その会社が悪いだとか言っているんじゃないですよ。その会社のことどうこうじゃなしに、県の広報紙の使われ方として、そういう内容に対して物すごく違和感を覚えたんですね。もっと大事な、県の行政として伝えるべきものがあるんじゃないだろうかと感じたんですけども。そのあたり何か考えとかあれば伺いたいと思います。

◎信吉広報広聴課長 「さんSUN高知」の中で、維新人というコーナーを設けておりまして、これは高知県で活躍されている方を取り上げて、皆さんに発信するところがあるんですが、人にスポットを当てるコーナーになっておりまして、その人が、会社の社長であったり、地域づくりの代表の方であったりと、ばらばらであります。県の施策を推進していただいている、協力していただいている方を優先的に取り上げさせていただいておりますので、会社の宣伝の部分は少し出てくるかと思いますが、広報広聴課としては、人にスポットを当てると考えております。

◎西森副委員長 会社だけじゃなしに、いろんなグループの代表である人も、過去のを見ても載ってございました。ただ、これは私だけの感覚なのかもしれないですけども、もっと県の広報紙として伝えるべきものはあるんじゃないだろうかと。「とさぶし」で、人なり云々の紹介はまあ、ありなのかなと。ただ「さんSUN高知」はちょっと違うんじゃないのという感じを受けましたので、言わせていただいたところです。

例えば4月、新たな機構改革が県の中でもあった。しかし県民の皆さんは知らないわけですね。そういうものを県庁の組織としても、県民の皆様にもお伝えすべきじゃないか。どう考えても、そっちサイドのほうがお知らせする内容の優先順位としては先に来るんじゃないかという感じも受けますし、また、いろんなもっと伝えないといけないこともた

くさんあるように思うんですね。一般常識的なことであっても、もっと県民の皆さんに知ってもらいたいという、例えば税金のお知らせをしようと。住民税と所得税の違いって、県民の皆さん本当にわかっているのだろうか。それを行政としても、一般常識ではあるけれどもお伝えすることも大事なんじゃないだろうかと考えていったときに、人の紹介とか会社の紹介よりもそういうことのほうが、もっと行政として優先されていくべきものじゃないだろうかと感じましたので、そこは今後検討していただければと思います。

◎梶部長 「さんSUN高知」に掲載したい情報は、課長の申し上げたように毎月各部局から募るわけですが、非常に希望が多く挙がります。私ども紙面の都合がありますので、多くは割愛せざるを得ないという状況であります。私どもの編集方針の基本的な考えの一つに、政策をお伝えしたいという問題意識があります。どちらかといえば行事とか、あるいは例えば県営住宅に入る人いませんかと募集をかけたりのものよりも、県がどういう姿勢でどういう考え方で今、例えば経済活性化、産振計画、あるいは南海トラフ地震対策に取り組んでいるのかをお知らせしたい、そこに紙面を割きたいと思っています。それでも募集をかけたら結構手が挙がる状況ですが、私どもも。

御指摘いただいている維新人のところは、課長が申しあげましたように県の政策をお伝えするのに、私ども行政マンが書いた原稿だけでは、なかなか伝わりづらいのではないかと。実はことしの県民世論調査で、「さんSUN高知」の紙面についてお聞きをしたんですけれども、県の政策についてもっとわかりやすい紙面にしてくれという、県民の皆様の御意見がございます。

そういった、どうしてもわかりにくくなる文章を補完していただくために、維新人という、各界で御活躍の皆様に御登場いただいているということで、決してそれぞれの維新人の皆様が所属している、団体なり企業のPRにはなっていないように、私どももチェックはしているつもりです。

しかしながら、今、副委員長に御指摘をいただいたような、もっと伝えるべきことがあって、維新人、人を伝えるよりも、もっと効果的な広報があるのではないかとという問題意識は非常にありがたい御指摘かと思っています。

直ちには、例えば年度内の見直しはちょっと難しいかもしれませんが、新しい年度の編集方針をどうするかは、これからまた庁内で議論させていただきますので、きょういただいた御指摘も踏まえて、検討させていただきたいと思っています。

◎西森副委員長 検討してやってもらえれば。私は違和感を物すごく感じたものですから、お伝えをさせていただきました。

◎吉良委員 関連して。17ページの諸収入のところ。予算額よりも、ちょっとふえているんですけれども、この収入の内容は。

◎信吉広報広聴課長 17ページの諸収入の361万6,718円の内訳を申し上げますと、「さんS

UN高知」の広報紙と、ホームページの広告掲載料の収入が350万円弱ございます。あと県民室のコピー使用料が13万4,000円ぐらいです。あと日本広報協会の助成金が1万5,700円ぐらい入ってきております。

◎吉良委員 発行部数も多く、県民の目に触れることが多いので、企業にとってみたら非常に得がたい広告媒体として捉えられているのかもしれませんが、掲載するかしないかという判断はどこでなされているんですか。

◎信吉広報広聴課長 広告掲載につきましては、福岡の業者に委託をしております、ここでこういう内容をという応募が上がってきまして、広報広聴課にも審査といいますか、これでよろしいかということで情報は入ってきております。

◎吉良委員 副委員長もおっしゃったように、私も余りふさわしくないんじゃないかと。発行にかかわっての発行料も含めて、これで適用しているのかどうかわからないですけども、そのスペース、ページ数だとかは決めているんですか。

◎信吉広報広聴課長 最大5社ぐらいまでを、裏面のところの右下のほうに、枠は一応構えております。

◎吉良委員 性質上やっぱり公的なものなので、余り私企業に有利なように見られるものはふさわしくないんじゃないかと私も思うんです。そういう面では今後、副委員長の先ほどの意見も含めて、検討もしていただきたいと要望しておきます。

◎梶部長 このバナー広告なり広報紙への企業広告の掲載は、まさに歳入確保の一環として、額としては大きくありませんけれども、財政運営の一助とするために大分前から取り組みをさせていただいております。そのような中で、今御指摘いただいた、県の公の媒体を使って特定企業の広告を掲載するのはいかがという御意見は、私自身は3年目なんですけど初めてお聞きしたところではございました。しかしながら、先ほどの副委員長の御指摘とあわせて、この場で御指摘をいただきましたので、それも含めまして検討させていただきたいと思います。

◎吉良委員 いやそれについては1番最初の広告出すときには、御意見を差し上げたつもりなんですけれどもね。なおよろしくをお願いします。

それと、財産収入640万円のその内訳、各メディア、県内の放送業者それぞれが県に対してどれぐらい支払っているのか。多分持ち株数によってなのかな。今はいいですけど、できたら一覧表にしてお示しをしていただければと思います。

それともう一つは、この60分とか30分とか、随契、プロポーザルも含めて、各放送会社に県の施策等の番組制作を委託しているわけですけども、これは、どこでどういう内容をつくるのか、その本数と時間数と、どういう基準でもって決定をして発注しているのかも教えていただけますか。

◎信吉広報広聴課長 まず財産収入の640万円の分になりますが、これは株主の配当金にな

ります。今私が持っている資料で、R K Cが財政収入としては120万円。K U T Vが60万円。さんさんテレビが460万円となっております。

それと委託料につきましては、委託料調べのほうになります。例えば、おはようこうち、それからテレビで読み上げて広告広報しております県民ニュースとか、知っとく高知県等、これは単独の随意契約でやっております、番組が決まっておりますので。番組制作者と県の広報のほうで、いついつ放送してということで、回数も適切な回数を決めております。

◎梶部長 補足します。番組制作の委託料は、先ほど申し上げた、おはようこうちとか、県民ニュースのように定時、毎週この時間に流すものについては、毎週このテーマでやってくださいとお願いをして、制作側と相談をしながらやります。

もう一方で特別番組というのがございます。これも委託料調べ3ページに掲載しておりますけれども、年間、28年度で言えば60分の番組を2本、30分の番組を5本、合計させていただきますが、どの時期に、例えば産業振興計画について60分の番組を行う、制作をしてもらって放送していただくというのは、私どものほうで決めています。どの時期に、どのテーマで、何分のものをするというのは決めています。その中で、例えば産振計画の伝え方について、どういうやり方がありますかというのをプロポーザルして、最も適切なところに随意契約をするというやり方を採用しています。

◎吉良委員 非常に大事な広報ですので、そのモニターを含めて、果たしてそれが県民にどう評価されているのかという、モニタリングはやっているんですか。

◎信吉広報広聴課長 各番組は、モニターシートをとっております。例えば特番のほうで言いますと、28年度7本特番をやっており、その平均視聴率が8.2%で、視聴率としてはそんなに悪くない、一定見ていただいているという印象を持っております。そのモニター調査の中で意見としまして、県の取り組みがよくわかったとか、先日放送しました観光の特番では、帰省中にたまたま見たけれども、すごくまた高知に帰ってきたくなったとか、県外客を案内できるぐらいに自分もなりたいたとか、そういういい意見をたくさんいただいております。

◎吉良委員 それはホームページか何かで公表なさっていますか。県民に確かにこういう効果がありましたよとか、私も議員を含めて余り見たことないんでね、どういう評価をいただいているんだろうと思うので、どうなんでしょうか。

◎信吉広報広聴課長 実際にモニター等々、いろんな意見を聞いておりますけれども、それを県民の方に公表するとか、フィードバックすることはまだしていなかったの、そういう意識で今後取り組んでいきたいと思っております。

◎吉良委員 ちなみに今モニターは何名ですか。

◎信吉広報広聴課長 「さんSUN高知」のモニターは、前半後半で10名ずつで、20名お

ります。テレビのほうは、それぞれの制作会社でアンケート調査等を行っております。それは人数はばらばらになります。

◎吉良委員 何かお聞きすると不安になってきた。本当にモニターやっているのかなど。きちんと統計学的に有効なモニター数でないと全然用をなしませんのでね。それについても検討し直す必要があるんじゃないかなど、さっきの御報告を聞いて思うんですけれども、どうですか。

◎梶部長 御指摘ももっともでございます。県民世論調査で、県の広報の主題、媒体を取り上げて、3,000人の方にアンケートをとらせていただくことは、毎年じゃないんですけれども、不定期にやらせていただいています。

◎吉良委員 不定期ですね。

◎梶部長 はい、不定期です。毎年やらせていただいている、「さんSUN高知」とか特別番組のモニターは、今答弁申し上げたように、お聞きしてそのままになっていました。そのお聞きの仕方、またそのお知らせの仕方については、きょう委員から御指摘いただいた大きな研究課題かと思いますので、研究検討させていただきたいと思っております。

◎吉良委員 ぜひ、意見もフィードバックできるような、よくPDCAとおっしゃいますのでね。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、広報広聴課を終わります。

〈文書情報課〉

◎土森委員長 次に、文書情報課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎坂本(茂)委員 委託料調べのほうで説明のあった、日東商事の文書管理の委託部分です。こういう業務内容を委託しているということであれば、今後公文書館の開設に伴う業務の一部は、こういったところに委託するということになるのでしょうか。

◎徳橋文書情報課長 現在委託しておりますものは、あくまでも現用の公文書の管理にかかわるものでございますので、公文書館が開設された後であっても、この業務は引き続き残りますので、これまで通り委託をしまいたいと考えております。

◎坂本(茂)委員 県庁の中で言うたら、県民室でいろいろ受け付けたりする分とかも含めてになって、公文書館の業務とは、また切り離してということになるわけですか。

◎徳橋文書情報課長 あくまでも公文書の内部管理の部分に委託をしておりますので、その分につきまして公文書館とはきちっと切り分けをしまして、委託をしまいたいと考えています。

◎土居委員 県民室と玄関の受付案内と、電話交換と、公文書の管理を一括して発注する

理由がいま一つ飲み込めないんですけど。一括してせないかん理由を端的に。

◎徳橋文書情報課長 実は広報広聴課と当課は、この委託を始めた時期には一つの課でございました。県民室には行政資料等も置いてまして、県民の皆様に関覧をしていただくと。そこは文書の関係の業務になってまいります。文書管理業務と県民室を一体として委託をしたほうが、効率的ではないかということ。もう一つは、文書管理の分が一人役育ちませんもので、現在はこの委託の現場責任者の方に、公文書管理と全ての現場管理の責任者との業務を兼ねていただいて、文書管理業務も委託をしているという経緯があります。業務の一体性と、人役といいますか、人をつけるときの人件費の問題があって、一緒にやらせていただいているという経過でございます。

◎土居委員 先ほど広報広聴課で説明をいただいた、最初平成20年からの委託で、今4期目ということですけど。最初9社が参加し、2期目から2社に減ったと、余りにも差があるんで自分は違和感を感じるんですけど。例えばその1期目を踏まえて、入札参加資格要件が変わったとかいう経過はないですか。

◎徳橋文書情報課長 まず委託をする業務ですが、当初よりその業務の内訳、フレームは変えてございません。入札の参加資格も基本的には当初より変更がございません。私の想像ではございますけど、電話交換、それから案内受付、文書管理ということで、総合力が要するという部分で、ちょっと二の足を踏んでいらっしゃる事業者さんがおられる。あるいは、これは私どもの問題でございまして、委託を初めてかけたときにはかなり事業者への周知もやってきたと思うんですけども、そこが少し、私どもサイドとして足りてない部分があるのかもしれない。そういったことで、参加が減ってきたのではないかと考えておまして、来年度、委託をかける年度になってまいりますので、そのあたりを十分に分析をして、来年度対応してまいりたいと考えております。

◎土居委員 先ほどその委託業務の内容の御説明をいただいているときに、清掃が入ってきたんですけど、これはなぜここだけ清掃が入っているんですか。例えば、本庁の清掃委託は、一つ別にしているじゃないですか。ここは、特別に清掃という委託内容を入れていく必要があるんですか。

◎徳橋文書情報課長 公文書の管理ということで、常時施錠をしておまして、部外者が立ち入らない形にしております。一般の清掃ですと、管理に問題があるのではないかとということで、委託に含めて清掃もお願いをしております。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、文書情報課を終わります。

〈法務課〉

◎土森委員長 次に、法務課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 では、質疑を行います。

◎西森副委員長 訴訟事務の委託料がありまして、去年2件ですか、民事事件についての訴訟を委託したということなんです。さまざまな行政事務をやっていく中で、これはどういう判断をすればいいのかとか、これはどうなのかということが日常的に出てきて、弁護士相談をされていることがあるかと思うんですけれども、そういう費用はないんですか。

◎楠瀬法務課長 先ほども申しましたけれども、4名の法律相談員、弁護士を構えております。その方々に随時相談できる体制をとっております。弁護士2人につきましては随時、あとお2人につきましては月2回という形で、いろんなレベルの弁護士、いろんな角度で相談できる形で4名体制でやらしてもらっています。

◎西森副委員長 弁護士費用については、一般的には、例えば法律相談を受ける場合、30分5,000円みたいな状況があったりするわけですがけれども、日常的なことの相談に対する弁護士費用というのは、この事務費から出ているのでしょうか。

◎楠瀬法務課長 全部で4名ですがけれども、年間280万円払っています。90万円の方が2人、あと50万円の方が2人という形で、今現在やらしていただいています。90万円の方は随時、法律相談していただけると。あと50万円の方につきましては、月に2回という形でやらしていただいています。

◎西森副委員長 この事務費に入っているという考え方でいいのでしょうか。

◎楠瀬法務課長 事務費の中です。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、法務課を終わります。

〈行政管理課〉

◎土森委員長 次に、行政管理課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎坂本(茂)委員 監査委員の指摘する意見の対応の関係です。原因分析の中で、例えば事故を起こした方が、事故を起こす前日とかに深夜まで及ぶような超過勤務をやっていたとか。あるいは出張前1週間ぐらいの勤務実績はどうだったとか、そんなのも分析されていますか。

◎笹岡行政管理課長 例えば事故が起こったときに、損害賠償等審査会にかけるケースだとか、あるいは合議が行政管理課に回ってくるケースがあります。一つ一つ個別にその都度聞いているわけではないんですけれども、少し出張の朝の時間が早いとか、ケースによっては個別に確認することがあります。例えば勤務過重であったとか、そういったことは聞いた例はございません。ただ、場合によっては朝出発する時間がおくれて、例えば道に迷って、不案内な道に入ったために事故をしたとか、そういったちょっとイレギュラーな

ケースはございます。例えば、今委員がおっしゃられるような、その肉体的な疲労があったとか、そういったことが原因となって事故に至ったというケースは我々としては確認した例はございません。

◎坂本（茂）委員 そこもやはり把握されて、例えばそういう場合に出張を命じることがどうなのかとかそういうことも。出張が突然入ってきた場合には事前の対応ができないのかもしれませんが、予定されている場合には、きちんと前日とかの勤務状況を管理職が把握しておいて、あしたは朝早いから早く帰れとか言うようなことなんかも含めて、対応することが必要ではないかなと思ったりしました。その辺については今後、この措置の中であわせて検討されたいかかと思えますけれども。いかがでしょうか。

◎笹岡行政管理課長 できるだけそういった内容についてもあわせて確認するようにします。内容に入っているケースの中では、用務地に行って駐車するときに本当に不注意で、コツンとぶつかったようなケースがかなりあります。そういったものまで1件1件確認するかというのがありますので、内容によっては、事故した時間帯とか、前日の勤務がどうだったとか、過去1週間どうだったとかというのは、必要に応じてしっかり把握していきたいと思っています。

◎坂本（茂）委員 もう一つ、ことしの人事委員会勧告の中で、職員の働き方の関係で、時間外勤務の目安時間とかの増加傾向の問題なんか触れられていたわけですがけれども。そういう中で、職員の健康管理や公務能率の視点から改善すべき大きな課題であり、該当する職場においては早急にその要因を分析し改善に向けて組織的に取り組む必要がある、と勧告の中に触れられています。こういったことは、今までにされているんじゃないかなと私は思って、あえて改めてこういうことが指摘されなければならないのは何でだろうと逆に違和感を持ったんですけれども、そういった要因分析とか、改善に向けて組織的に取り組んできた結果が今なのか、やっぱりまだまだそこは不十分だったと、だから今回、委員会の指摘を受けて、そういうこともさらに引き続きやっていく必要があると認識されているのか。その辺はどうでしょうか。

◎笹岡行政管理課長 これまでも、端的に言いますと時間外勤務の実態につきましては、もちろん人事委員会もそうですけれども、各方面からも指摘を受けているところでございます。その点につきましては、折に触れて管理職、各部局等に対して、例えば業務改善を初めとした仕事の仕方の見直し等について、意識喚起を行ってきたところでございます。今回も改めてこのような人事委員会の報告の中で御指摘をいただきました。我々としては、まだまだ改善する余地、特に仕事の仕方あるいは管理職員のマネジメントの仕方の部分で、例えば会議の持ち方や指示の仕方とか、そういったことも含めてまだまだ改善する余地はあるんだろうと思っております。改めて指摘も受けまして、さらに同じことの繰り返しになる部分もありますし、ただやはり意識が十分浸透しているかという点、そう

でもないと思っていますので、改めて粘り強く、仕事のやり方も含めて徹底をしていきたいと、そのように認識しております。

◎西森副委員長 特別職の報酬等審議会で知事給与等が決まっていっているかと思うんですけども、知事の給料が決まっています今減額をしていますよね。その減額を知事みずからの判断ですということになったときに、この報酬等審議会にかけなくていいのかどうかを教えてくださいと思います。

◎笹岡行政管理課長 特別職報酬等審議会の役割としましては、条例上知事を初めとした特別職の給料の額そのものと、あと支給基準等について審議するとなっております。いわゆるカットの部分については、直接は諮問答申をする位置づけにはなっておりません。ただ、他方で今副委員長おっしゃられるように、カットにつきましても、委員会の審議会の中では御意見をいただくことはあるということです。

◎西森副委員長 審議会として議論をして、こういう金額でいきたいと思いますと決まるわけですね。それをさらにみずから下げるということは、その審議会の意見が、審議会委員の思いとしてこういう形で決めてたのに、それが違っているという捉え方になってくるんじゃないだろうかと思ったんですね。そのあたり知事が、いやいやさらに下げますよと言ったときに、再度審議会の声を聞くというやり方は、ありなんじゃないかなと思うんですけどもどうでしょうか。

◎笹岡行政管理課長 同じお答えになるかもしれませんが、あくまでも条例上の本則で規定する知事の報酬の額そのもの、本来の額を決める場でございます。それに対しては、これだけ知事も頑張っているのに、カットするのはどうかという意見は確かに出るんですけども、最終的にはもう知事の判断というのもございますので、改めてこういう現状については、委員のほうからはそれ以上のことはなくて。こちらのほうからもあえて、もうそこは審議会での御意見をいただく分は本則についてまでだという判断でございますので、改めてはしてないと。

◎西森副委員長 そうすると、審議会ではそういう声は聞くけれども、最終的な額を決定するのはもう行政サイドという考え方だということですか。

◎笹岡行政管理課長 一応位置づけとしましては、報酬あるいは給料の額につきまして、意見を聞くという位置づけになっております。最終的に判断をするのは執行部において条例で規定するというところで、御審議いただく形になると考えております。

◎土森委員長 例えばその反対に、審議会で決定した額よりも仕事していると、もう少し上げろよというわけにはいかんわけでしょう。

◎笹岡行政管理課長 諮問に答申いただいた額に対して、こちらのほうで仮に意見があった場合は、もちろん改めて御意見を聞くという形になるだろうと思います。

◎西森副委員長 ふえる場合は聞くけれども、減らす場合は聞かないということ。

◎笹岡行政管理課長 カットということとは別に、仮の話なんですけど逆に上乗せすることになれば、もう額を変える、増額ということになりますので、そこはもう規定し直しということになりますから、恐らくもう1回。

◎梶部長 本則で上げる場合下げる場合は、いずれにしても審議会にもう一度お聞きをしないといけないと思います。今議論なっていますカットというのは、あくまで附則の世界。暫定的、毎年毎年延長をお願いさせていただいているものでございまして、私ども、その内容については、審議会の所管事務ではないだろうと。意見をいただくことはあるんですけども、あくまで本則の額について、諮問をし答申をいただいていると整理をさせていただいております。

◎坂本（孝）委員 外部監査の委託料、1,100万円計上されていますが、随契になっています。この委託料は、毎年変化するのかわからないのか。もし変化しないのであれば、この委託料、金額の決定の方法についてお聞きしたいです。

◎笹岡行政管理課長 この委託料については、以前は、もっと多い額でございまして、平成27年度から1,100万円になっております。これが今平成29年度まで3年間、同じ額で予算化をさせていただいております。積算基準につきましては、基本報酬部分が400万円をそれ以外に執行報酬という形で、日額単位で積み上げております。それを積み上げたものを合わせて、1,100万円という形にしてございまして、今施行されてないんですけども、公認会計士協会の標準報酬規定を参考にしながら積み上げた額でございまして。

◎坂本（孝）委員 そうすると、この額については年によって変わる可能性もあるということですか。

◎笹岡行政管理課長 実際仕事していただきまして、基本報酬部分を超える部分で積み上げて400万円を超える実績が上がって、それを積み上げた結果、1,100万円を超える結果になったらもう1,100万円、予算でもういっぱいということになります。もしそれ以内でおさまったということであれば、その以内の額でお支払いする形になります。

◎坂本（孝）委員 それで、この委託先の決定というのは、どういう形で選定されておられるんですか。

◎笹岡行政管理課長 包括外部監査人につきましては、地方自治法の規定で委託できる方が、例えば弁護士とか公認会計士、あるいは一部の有資格の方に限定されてございまして、かなり限られてきます。4回以上連続することはできませんので、多くて3回連続ということになります。そういうできる方がある程度限られてきますので、例えば公認会計士の会とか、あるいは弁護士と相談しながら、適格者とか、あるいはほかの団体での経験者等をこちらのほうで相談の上決定しまして、もう属人的に、個別に依頼している形でございます。

◎前田委員 関連して。その包括外部監査ってどういう構成になっているんですか。弁護

士が何名とか、公認会計士が何名って、どうなっているのでしょうか。

◎**笹岡行政管理課長** 包括外部監査人は1人代表で、年によって弁護士の方が例えば3年続けてやると、次は弁護士にするのか会計士にするのか、それはまた改めて選び直しますけれども。その代表となる包括外部監査人の下に、何人か補助者というのがつきます。これは人数が決まっているわけではないんですけれども、その包括外部監査人の方が自分とペアを組んで、あるいはいろいろ指示ができる方を、何人か補助者というのを選んで何人かのチームの形で包括外部監査に当たると。そういった構成になっております。

◎**前田委員** 日当はどうなっていますか。

◎**笹岡行政管理課長** 基本報酬が575万円ということなんです。それは定額で1,100万円の中で575万円が決まっております、それを超える部分について、1日当たり公認会計士で言いますと、8万9,000円で積み上げていくということになります。上限は、1日働いていただきますと、公認会計士の場合8万9,000円ですし、会計士補ですと5万5,000円という形で、実際に動いていた日数を積み上げていく形になりまして、上限は現在1,100万円ということでございます。

◎**前田委員** 弁護士も入ってらっしゃいますよね。この弁護士の日当というのは、どんなになっていますか。

◎**笹岡行政管理課長** 基本的にはもう、あくまでも参考にしているのが、この公認会計士の基準ということになっております。弁護士の方がこれを担当していただいた場合も、積算基準としては同じ形でやっております。

◎**前田委員** 聞いたら、何か本来業務的には数字の話なんで、基本的には公認会計士がメインの戦力になるというのは当たり前のことなんですけれども、弁護士のほうが、確か日当高くなかったですか。

◎**笹岡行政管理課長** 弁護士の部分と、これは比較しているわけではございませんけれども、あくまでこの包括外部監査契約という委託の仕事の中でやっていただくときは、この形をお願いしますということで、お互いが相手と合意した上でやっておりますので、そこは問題ないかと思っております。

◎**前田委員** 包括外部監査なんで、基本的にはこういう形でやってくださいと予算を決めて投げるんだと思うんですね。そこでチームを組んでいただいて、外部監査をやっていただくんだと思うんです。そのときの代表者が弁護士のケース、公認会計士のケースがあると思うんですけれども。さっき補助という表現があったと思うんですね。例えば一つの公認会計士の事務所で、補助でその事務所の中の人間を使っちゃうと、それはもう一つとみなすべきだと僕は思うんです。本来であれば、一つの公認会計士がいたら、別の税理士なり公認会計士が補助につくと。別の事務所の間人間がつくと、これはより多角的な目で外部監査ができると思います。でも実質は違いますよね。一つの会計士事務所の、実際その事

務所の中のスタッフの方、職員の方が補助についてたりとかというケースがあると僕は聞いたんですが、その辺はいかがなんでしょうかね。

◎**笹岡行政管理課長** 現状で申し上げますと、今年度の場合だけじゃなくこれまでもそうなんですけれども、基本は一つの公認会計士事務所とやるのではなくて、あくまでもキャップとなる外部監査員は1人の事務所で1人だけ。あとは例えば大阪とか、そういったところの会計事務所の、要はこれまで関係のあった仲間と一緒にチームを組んでおります。今委員おっしゃるような、自分のところの弟子を使ってという形じゃなくて、それぞれ外部の方とチームを組んで、一緒にやっているという現状でございます。

◎**前田委員** わかりました。ということは、今まではそういうのがあったけれども、今年度からは変わって改善されたということなんですかね。

◎**笹岡行政管理課長** 今までも外部とやってまして、基本、中を使ってやるという形はないです。去年も外の事務所、例えば大阪の事務所とか、別の事務所の公認会計士とチームを組んで担当している形で、ことしになって変えたということではございません。

◎**土森委員長** それでは質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

〈人事課〉

◎**土森委員長** 次に、人事課について行います。

(執行部の説明)

◎**土森委員長** 質疑を行います。

◎**坂本(孝)委員** 研修費という名目で、人事企画の場合と人材育成、それぞれ研修先も違うんだと思いますけれども。この人事企画の職員研修費、それから人事育成のほうの研修費、これはいずれも職員の旅費とか宿舍費などが入っているわけですが。これの区分はどのようになって、研修先が違うという区分けでしょうか。

◎**西村人事課長** まず人事企画費の研修費1,900万円余り、大きな額になっておるんですけども、これは例えば東京、それから昨年度はソウルに職員を派遣しております。職員の海外出張という位置づけでソウルに行っておるんですが、その旅費が500万円近くございます。それからもう一つ大きなのは、東京の国であったりそれから民間企業に行っておる職員の宿舍料になっておりまして、宿舍料と旅費が中心になってございます。それで1,900万円という計上になっておりまして、これは研修にかかわるものだとということで、事業費と旅費等が入ってございますが、研修費という整理をさせていただいておるものが一つです。

それからもう一つ、人材育成費にも研修費はございます。こちらは、県庁で通常勤務している職員の皆さんの研修費なんですけど、内容は全て旅費となっています。例えば幡多の土木事務所であったり、安芸の福祉保健所の職員が能力開発センターに来るときに少な

らず旅費が出ます。そういったものの積み上げが700万円余りということになっていて、計上させていただいておるといことです。こちらは1,353人分の旅費ということになっています。

◎坂本（茂）委員 監査委員の指摘の関係で、不足する職種の方の確保の問題です。獣医師等新規採用職員確保事業費ということで、事務費の中に180万円ほどあろうかと思うんですけども、これは特にこの措置計画の中で言うと、この183万円というのは増額されて、より手厚い確保事業策がされているのか。それともずっと予算的に言うと横ばいなのか、その辺どうなんですか。

◎西村人事課長 獣医師のことについて、まず申し上げさせてもらいたいですけれども。獣医師の確保について、獣医師の大学というのが、関東とか東北とか、向こうのほうに結構あつたりするんです。東京とかで獣医師の試験をする。獣医師の試験をする経費が事務費の中に入っています。それは会場の借り上げとかということになります。

ここで御指摘をいただいておりますけれども、獣医師の確保については人事課だけではできませんので、例えば畜産振興課で獣医師の技術職員がおります。こういった職員が、例えばいろんな大学を回って、勧誘ということじゃないですけども、高知県の獣医師についての魅力の紹介や学校訪問をしたり、説明をしたりしています。それから畜産振興課で従来からインターンシップなんかもやっていたいただいております、これは私どもの予算には入っておりません。

私どもで上げている予算は、試験に要する経費ということで計上させていただいてまして、そのものが今委員がごらんになっている部分というところがございます。

◎坂本（茂）委員 人事課でやっている部分というのは、ルーチンの採用試験に伴う、県外でやっている経費の部分で、ここで書いてあるいろいろ先ほど言われたように勧誘に行ったりというのは畜産振興課で予算化されているということでもいいんですか。

◎西村人事課長 そういうことになります。それと募集をしても、合格者が募集人員に達しない場合がございます。そうした場合には、大体1回で全員合格できれば、必要となる人員が確保できればいいんですけども、追加試験をやっています。高知でも、場合によつたら年に2回、3回とやるようなことがございます。事務費の計上の中になりますけれども、そういったことを年度にもよりますけれどもやらしていただいているということになります。

申し上げましたように、人事課だけではできないことございまして、畜産振興課、それから薬剤師であれば健康政策部、そういったところと連携をしながら、どちらかという技術職員の勧誘とか、それから学校への説明などについては、そちらの技術の所管課で努力いただいているということです。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、人事課を終わります。

〈職員厚生課〉

◎土森委員長 次に、職員厚生課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎坂本(孝)委員 職場のストレスの関係ですけど、仕事の関係もあれば親の介護とか、いろんな要因が重なっていると思うんですが、人間関係なんかも含めて、どういう要因が1番多いですか。

◎杉原職員健康推進監 どの要因が1番大きいかというところまでは、なかなか難しいんですが、家庭の問題だとか、自分自身、家族の病気だったりというプライベートなところもありますし、プラス職場、それに職場の異動だったり、仕事の負荷だったり重なって、ということが多くて、どれぐらいの割合というのはとても難しいと思うんです。一つ一つは余り大きくないストレスでも、重なってきて二つ三つとストレスが重なると、しんどい状況になるとは感じております。

◎坂本(孝)委員 休職になると、なかなか厳しい状態になると思いますけど、相談者の数はどうでしょうか。

◎杉原職員健康推進監 私のところと、保健師のところと、それから外部の精神科医、カウンセラー、全部合わせますと年間延べ700件から800件ぐらいの相談を受けている形になります。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、職員厚生課を終わります。

〈財政課〉

◎土森委員長 次に、財政課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 それでは、質疑を行います。

◎西森副委員長 委託料調べで、財政資料作成委託料28万800円は作成の委託、印刷まで全部ひっくるめた金額なのかどうか。

◎永淵財政課長 こちらの高知県の財政というパンフレットのことでございますけれども、校正は財政課で、中のチェックは行っておりますけれども、印刷も含めて委託をしています。

◎西森副委員長 部数的には、どれぐらいの部数を作成しているんですか。

◎永淵財政課長 2万6,000部でございます。

◎西森副委員長 その印刷代は、これに入っているんですか。

◎永淵財政課長 入っています。

◎西森副委員長 それにしては、さっきの「さんSUN高知」と比べたら随分安いなという気がするんですね。これ28万円ぐらいで2万部余りですか。それも作成から印刷まで全部ひっくるめてできているという話ですよ。一方先ほどの「さんSUN高知」では、レイアウトや表紙のデザインとかで730万円。まあこれは12回出ているわけですから、だけど1回当たりでいっても60万円。これは印刷代は入ってない。先ほどのは入っていると。これ考えると、「さんSUN高知」はえらい高いんじゃないかと思うんですけど、部長どうでしょうか。

◎梶部長 財政課のパフレットは毎年の中身はほとんど同じであります。数字は変わりますが、アピールすべきポイントは同じです。意匠、デザインに工夫を凝らさなければいけないところとすれば表紙の写真が変わるぐらいでしょうか。一方で「さんSUN高知」は、毎月お伝えするテーマ、表紙、あるいはその中身の制作が違います。そういう意味では、毎号企画段階から委託業者と相談をし、そのレイアウト等を相談していく手続、事務がございます。財政課のほうは、原稿をつくったら原稿をお渡しすれば並べてくれるわけがございます。そのような手間のかかり方が、「さんSUN高知」と財政課のパフレットでは異なるということでもあります。

◎西森副委員長 それにしても何か高いように思うんですね。「さんSUN高知」のレイアウト等が大きく変わっているかということ、そんなに変わっているようにも思えないんですよ。

◎梶部長 毎号毎号、なかなかお伝えし切れてないかもしれませんが、変わっているものはあったように。

◎西森副委員長 見る側としては、余り変わっているように思わないというところがありますけれども、わかりました。このアークデザイン研究所がどんなところなのかをまた、後で構いませんので教えていただけますでしょうか。

◎坂本（孝）委員 基金残高が減少しているという。この基金の活用とか、物すごく大事でして、高知県とか地方ではしっかりと確保していく必要があるんですが、公債費比率も全国6位ですか、非常にいいところで。今、国が目をつけているのが、地方自治体の基金なんですよ、貯金があると。そういうところで交付税を調整していきたいという考えが国にはあると思うんです。そういう国に対して高知県から具体的に、公債費が改善された状況とか、基金が少なくなったと、現状としてはどのように国へ説明しているんでしょうか。

◎永渕財政課長 こちらの決算の状況につきましては、総務省に対して報告をしているのとあわせて、基金につきましても国から同じタイミングで、決算の統計とあわせて調査がございましたので、そちらも報告をしております。高知県について言えば、必ずしもふえていないということを報告をさせていただいておりますとともに、全国知事会な

ども通しまして、国に対して提案、提言をさせていただいている状況です。

◎坂本（孝）委員 基金はふえてなくても、公債費が減っているというところで、総合的に判断して、国がいろんな手を打ってくる、攻勢をかけてくる恐れがあるわけですけど。今後そこら辺の対応はどのように考えていきますか。

◎梶部長 公債費比率、確かに本県上位であります。一方で基金残高で言うと、本県は10年前と比べてほとんどふえてないといえますか、ほぼ同額であります。地方全体でふえているのは、都道府県レベルで言うと東京都、愛知県、大阪府など大都市圏であります。

今俎上に上っているのは、基金残高が多いところがふえて、地方全体でふえているのでこれをどうすべきだという議論になっております。交付税の議論もされております。これに対しては課長も申し上げたように、全国知事会を通じて、地方は自由に借金もできない中で、将来の社会保障とか防災対策のための財政需要を見据えて、基金にためているものであって、過剰なものではないと。交付税を切ってはならんということを、全国として言わせていただいております。

若干難しいのは、この議論を推し進めると、高知県の主張と、例えば東京都や愛知県、大阪府の主張が異なりかねないということでもあります。高知県は実質公債費比率はよいけれども基金は全然ふえてない団体です。東京都は、恐らく実質公債費比率は悪化しているかもしれませんが、基金が物すごくふえている団体です。今私どもはその全国知事会を通じて、地方全体の意見として、地方向けの交付税をカットするという議論にはくみしないという立場をとっています。

一方で、これマクロとミクロになりますけれども、交付税総額全体があるいは確保される中で、ミクロ、その各団体ごとの交付税額がどうなるのかという算定に、実質公債費比率がいいから交付税をカットするというような制度改正がもしなされるのであれば、それは断固として反対しなければなりません、それは技術的にも無理だと思います。むしろ基金が多いところは、そのミクロの交付税でカットされるという恐れがあると思いますので、これはむしろ、後から出てきます市町村振興課のほうは、小さい団体こそ基金の増加率が高いという関係にあります。それは財政規模が小さいから、万一に備えてためているものでありまして、そのためていることに対し着目して、個別団体、ミクロの交付税を切っちゃいかんということは、これは総務省に対しても申し入れをさせていただいております。県分については、どちらと言えばマクロ。日本全国の交付税総額を、地方全体の基金がふえているから減らすなんてことは、ナンセンスだしやっちゃいかんということをお願いさせていただいているというところがございます。

◎坂本（孝）委員 ぜひそれを頑張ってくださいと思います。それで、その議論の中へ入れてほしいのが、県民所得の問題。都市部と、高知のような地方を比べた場合に、給与の格差があるわけですね。そのバランスのよい高知県の収支関係をつくり上げていく

必要があるということを、ぜひその議論の中へ入れていただいて、基金の問題や公債費の問題とかそれも絡めて、ぜひ都会対地方、それから東京対高知みたいな議論もぜひ進めていただきたいとお願いします。

◎土森委員長 算定基準の中にそういう情報を入れていくわけ。

◎坂本（孝）委員 県民所得が低いですから基金を使って、現在やっている産業振興なりいろんなもので利用して、給与を引き上げていく必要があるという議論を行っていただきたいと思います。

◎土森委員長 税金に関係してくるからという意味でしょう。

◎梶部長 例えば、まち・ひと・しごと創生事業費の配分、それは国全体では1兆円あるんですけど、先ほど申し上げたようにそのミクロ、各団体ごとの配り方は何らかの基準を設けて配るわけですが、例えば、本県は有効求人倍率よくなりましたけれども、全国的にはまだ低いという状況です。このような形で、その経済状況が比較的悪いところは、よくするためにお金がかかるだろうという理屈で、経済状況が悪いところに手厚く交付税が配分されるような仕組みが既にあります。そういう意味では、今委員御指摘の地方との地域間格差問題に一定程度反映した交付税措置がなされていると思いますけれども、その多くが、リーマンショック後に設けられたものでございます。現在、財務省も含めて、リーマンショック後の危機モードから平時モードに戻そうという動きがあります。平時モードに戻されますと、先ほど申し上げましたような経済情勢が悪いところへの傾斜配分の見直しのおそれがあるものですから、そういう見直しはしないでくださいということを、県としては申し入れをさせていただいております。

◎土森委員長 以上で財政課を終わります。

ここで3時15分まで休憩いたします。

（休憩 15時2分～15時15分）

〈税務課〉

◎土森委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、税務課について行います。

（執行部の説明）

◎土森委員長 質疑に入ります。

◎前田委員 ファイルとじの5ページなんですけど、債権調査回収コーディネーター委託と債権調査回収委託なんですけど、これはイメージとすればこの金子さんという弁護士にコーディネーター委託をして、金子さんを先頭に4人の弁護士が回収チームとして編成されて、業務を行ったという位置づけの中、これ4件全部金額が違うのは、これは先ほどの

お話にあった6件全額と17件の分割の成功報酬というような位置づけで、その金額は担当された事案というようなことですか。

◎川崎税務課長 そのようになっております。

◎前田委員 それぞれ4弁護士の皆さんに支払われた金額というのは、これは全額、分割問わずに、それぞれ担当されたということなんですか。分割だった場合は、まだお金は入ってきてないけれども、債務者に分割で払うことを確約させたので、この金額に委託料として反映されたということなんでしょうか。どういうシステムですか。

◎川崎税務課長 回収された額になりますので、約束した額ではなしに、実際に回収済みとなった額を対象としております。

◎前田委員 回収できたのは260万円ということなので、例えば分割回収になった部分は、何年の分割かわかりませんが、今後分割されて少しずつ、1年ずつ入ってきた場合、担当された弁護士にその分割されて入ってきた金額が、ずっとその返済中は入り続けるということですか。

◎川崎税務課長 当該委託をした年度に限ってのことになります。限って入ってきた分について対象と。

◎坂本（孝）委員 未収金の自動車税、若干減ったといってもなかなか多いんですけど、自動車税や土地取得税、県税部分のところで、5年を経過した場合はどのような対策をとるわけですか。

◎川崎税務課長 消滅時効、税の場合は絶対的に成立をしますので、5年を経過した時点で消滅いたします。中断させる事情がなければ消滅ということになります。

◎坂本（孝）委員 その可能性のある件数というのは、結構多いわけですか。

◎川崎税務課長 不納欠損になる金額も一定ございます。財産が見つからない方、行方不明の方とかいった方が少なからずおいでになりますので、その方たちが将来的には不納欠損となる可能性があるということになります。

◎土居委員 ファイルとじの4ページの清掃等委託のところの説明で、委託先で五つの事業者をお示しして下さってまして、委託の目的で、中央東県税事務所庁舎に係る清掃、警備、廃棄物処理、空調設備保守とあります。それぞれどこに何を委託したか教えてもらえますか。

◎川崎税務課長 1番上の（有）イー・クリーンにつきましては、清掃です。次の（株）都市美粧建設につきましては、一般廃棄物の処理です。3番目の土佐ガス（株）につきましては、空調機器の設備の保守です。四つ目の田中石灰工業（株）につきましては、産業廃棄物の処理です。最後のセコム高知（株）につきましては、警備に関する業務です。

◎土居委員 施設管理の委託に関して毎回聞いているんですけど。特に清掃委託とかは、どうして随意契約にするのかなといつも聞いているんですが、50万円前後ということでは

100万円以下なんで、できる状況にはあるんですけど。ただ随意契約というのは、あくまで例外的な契約の方法で、原則は入札にするべきじゃないかと思うんですけど。この中央東の庁舎に係る清掃委託について随契にしなければならん理由はどうなんでしょうか。

◎川崎税務課長 これらの契約につきましては、一応見積もり合わせは行っておりますが、金額的なものもございますので、このような形で処理をいたしておると聞いております。

◎土居委員 ほかの部署の庁舎、例えば保健所もそうですし、また本庁でも50万円前後でも指名競争入札にしている例もあって、それぞれ物件によってばらつきがかなりあるんです。見積もり合わせというのは当然のことで、随契理由とは感じないんですけど。当然随契になったら契約の透明性や競争性であるとか、そういったことに対しては問題があるということで、原則としては一般競争で、それやなかったら指名でというような順な流れにしていくのが原則ではないかと考えるんですけど。要は安易に随契にし過ぎなんじゃないかなという気がするんですが。その点、課長はどうお考えなんですか。

◎川崎税務課長 ここは単独庁舎で、非常に設備としても小さいところがございます、幾つかの業者に見積もりをとってその1番安いところと契約をしております。1番下の警備保障は指名でやっておりますので、そこを見れば金額的な面からしても、確かになぜなんだという疑念を抱かれることもあろうかと思えます。ちょっと詳細を承知してないところもございますので、内容的になぜこうなっておるのかにつきましては、調査をいたしたいと思えます。

◎土居委員 出先の事務所ということで、その所長なりの裁量というのがあるのかもしれませんが。ただ、県に高知県会計事務処理要領というのがあって、そこに随意契約の要件等もこう書いているわけですね。だからその本庁舎では、これは後で出てきますけど、管財課は全部入札でやっているんですよ。だからたとえ出先であっても、そういった会計事務の処理の原則的なところは、やっぱり1本筋として守っていくべきなんじゃないかなと思います。その点は厳正な運用をするべきではないかなということ、御指摘させていただきたいと思えます。

◎土森委員長 行政はできるだけ透明性を高めていくことも大事だし、競争原理を生かしていく必要があると思えます。そういうのを含めて、また再度検討してください。

質疑を終わります。

以上で、税務課を終わります。

〈市町村振興課〉

◎土森委員長 次に、市町村振興課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎三石委員 選挙の出前授業を22校でやったと言いましたが具体的にどういう内容です

か。小学校、中学校、高等学校と言われてましたけど、どんなことを勉強するんですか。

◎**神田市町村振興課長** 主に模擬投票の形で仮想の候補者も仕立てまして、そこにみんな
でいいと思ったところに投票してみるということを通じまして、選挙がこういうものなの
だと理解していただく形でやっております。

◎**三石委員** 18歳から投票はできるようになったわけですけど、実際高等学校へ行って、
そういうやり方を勉強するとか、やってみたわけ。

◎**神田市町村振興課長** 模擬投票に際しまして、細かい選挙の流れや豆知識みたいなもの
も御説明をしていますので、そういったことを通じて関心を持っていただけるような形で、
実習をしているものです。

◎**三石委員** やっぱり投票率が上がりませんね。東京に比べたらましかもわからんけれど
も、特に高知県でも高知市なんか非常に低いんですね。参議院の選挙だけじゃないですよ。
前回の県議会議員の選挙にしても高知市の場合は41%なんですね。その前が43%かな。年々
低くなっている状況の中で、どういうふうにしてこの貴重な1票を投じてもらうかという
ことが、非常に大事になってくると思うんですけれども。ぜひそういう啓発活動を、小学
校、中学校、高等学校含めて、大人も含めてやっていっていただきたいと思いますね。

それと参議院の選挙のときに啓発用広告制作等委託料で718万円やっていますよね。これ
は具体的にどういう形で委託をして、どういう宣伝をしたわけですか。

◎**神田市町村振興課長** 国政選挙の場合は必ず選挙時に啓発をするということになってお
ります。ですのでCMを打ったりとか、あとは県のホームページを開設をしまして、選挙
に関する情報を広報したりと。あとはイベントで、今回の衆議院のときも、帯屋町で意識
調査みたいなイベントも開催をしたんですけれども、前回は参議院のときもやっている
と思います。そういったことに要する経費でございます。

◎**三石委員** これは国からお金が来るんよね。

◎**神田市町村振興課長** 国政選挙ですのでそうなります。

◎**三石委員** ほんで、マンネリ化しているんじゃないかなという気がするんですけどね。
マンネリ化しているから、投票率が上がらないっちゃうわけでもないと思うけどね。ど
ういう業者に頼んで、どういうようにやるか。投票率を上げる、真剣に考えているのかな。

◎**神田市町村振興課長** この委託に当たっては、広告会社でございますけれども、提案を
いただきまして、プロポーザル形式で契約をしておるものです。ですので、そういった中
でなるべく独創的というか、効果的な提案があれば、そういうのを選んでいきたいと思っ
ていますけれども、やはり選挙時啓発に限らず、先ほど委員からもありましたとおり、地
道な、出前授業も含めた常時啓発ですとか。あとは投票率向上のためには、期日前投票の
場所をふやすといった取り組みを地道に行って、いろんな投票環境をよくしていくことが
必要であると考えますので、そういったものを総合的に対応して、県としても低いという

認識を持っておりますので、どうか投票率が上がっていくように取り組みを進めてまいりたいと思っております。

◎土森委員長 投票率が低いというのは大問題だと思いますよ。何としてでも原因がどこにあるのか。いろんな要素があると思いますので、その辺をきっちりつかんだ上で、どうすれば投票率が上がるのか。政治に関心がないということもありますけどね。やっぱり政治というのは大切な、我々の日常生活に影響する問題ですので、しっかり投票権がある県民には投票に行くように、県としてもしっかりやっていただくようにしないと、将来本当に不安ですよ。ですから単年度で解決ができる問題ではないと思いますし、責任という意味でも選挙に行っていただくことが最も重要なことでもありますので、そういう方向でぜひ、どこにどういう手当をすれば投票行動を起こすのかも含めて、よく研究してやってください。

質疑を終わります。

以上で、市町村振興課を終わります。

〈情報政策課〉

◎土森委員長 次に、情報政策課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎坂本(孝)委員 資料ナンバー3の113ページ、ここに情報ハイウェイ運用費2億8,000万円が出ていますが、この情報ハイウェイについて、もう少し詳しく教えてもらえますか。

◎小野情報政策課長 県市町村が専用で使う、セキュリティーの高い専用の通信回線になります。一部、民間の方にも開放はしておりますけれども、一定の通信速度なんかも確保されて、県、市町村、学校などが利用しておる行政専用の回線となっています。

◎坂本(孝)委員 これはいつから運用されているわけですか。

◎小野情報政策課長 情報ハイウェイ自体は、平成12年からが初代でありまして、5年ごとに初代、2代となって、現在のは平成22年度からの3代目という言い方をしております。今度10年間、31年度までがこのハイウェイの期間となっています。

◎坂本(孝)委員 主にこの運用の中心になっている、このハイウェイを構成している民間の会社はどんなものですか。

◎小野情報政策課長 株式会社S T N e t。電力系の会社でございます。

◎吉良委員 マイナンバーの実際の運用については担当じゃないですか。

◎小野情報政策課長 システムで。

◎吉良委員 システムだけ。そうすると実際マイナンバーカードの発行とか、どれだけ実績があるのかというのは今わかる、本県でどれぐらい発行されたか。

◎神田市町村振興課長 マイナンバーカードの発行状況ですか、今手元に数字がないんですけれども。

◎吉良委員 じゃあ後でもいいですわ。すごく全国的には低いと思うんですけれどもね。何かセキュリティーだとか、こういう環境整備だけにいっぱいお金が要って、果たしてこれで県民の税金を有効に活用しているのかどうなのかも含めて、もう1回見直しする必要があるんじゃないかなという思いで質問させていただきました。また後ほど。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、情報政策課を終わります。

〈統計課〉

◎土森委員長 次に、統計課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎坂本(孝)委員 労働力とか家計の調査をしたということですけど。まずこの労働調査のほうで、仕事で、特に福祉とか介護の関係についての調査は行われていますか。

◎岡村統計課長 こちらにある労働力調査は、経常調査で毎月やっているものであります。これについては就業、この月末の1週間において働いている状態にあるかといったところの調査になっています。委員の言われているような、例えば介護をやっているかとかは、5年に1回就業構造基本調査というものがあります。それはまさにことしの10月1日を基準に、調査を今ちょうどやっているところでして、結果の公表が、来年度になるところでございます。そういう介護の状況といった部分の労働時間の細かな部分は、5年に1回調査をするというところなんです。

◎坂本(孝)委員 こういう調査を通じて、高知県人の生活実態とか、労働上で浮かび上がってきた課題とか、課長が感じていることは何かありますか。

◎岡村統計課長 よく言われているんですが、女性の就業率の中で30代、40代で一旦就業率が下がったりする、M字カーブがあるんですが、高知県なんかは共働き世帯が多いというところで、女性の就業率は全国よりも高いというところがあります。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、統計課を終わります。

〈管財課〉

◎土森委員長 次に、管財課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎坂本(孝)委員 監査委員の指摘事項で、将来の職員の育成というところから、今回も契約書の作成ができてなかった、チェックも不十分であったという問題が出てきているわ

けですね。これは監査委員から指摘されているわけですが。やっぱり上司にしても、チェックを当然していく必要があるし、部下に対してどうしてこの契約が必要なのか、どうして計画書が必要なのか、そういった基本的な部分からしっかりとその書類をつくる理由を教え込んでいただきたい。これが将来の若い職員を育成していく基本になると思いますので、これはお願いとして言っておきたいと思います。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、管財課を終わります。

これをもちまして、総務部を全て終了いたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、明日11月7日火曜日に開催し、教育委員会の決算審査を行います。開会時刻は午前10時といたします。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(16時35分閉会)